

当面の規制改革の実施事項 関連資料集

内閣府 規制改革推進室
令和2年12月

行政手続における書面・押印・対面の見直し

現状と課題

1. 押印の見直し

- 法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、各府省に対して、所管する行政手続等における見直しの検討状況について回答を求めたところ、約1万5千種類のうち、99%以上は見直し又は見直す方向との回答が示された。

【押印を求める行政手続の見直し方針】

全数	廃止済・ 廃止決定	廃止の 方向	存続の 方向
14,992	5,198	9,711	83

2. オンライン化の推進

- 国民や事業者等が行政機関に申請等を行う約2万2千種類の手続のうち、約1万9千種類のオンライン化未実施の手続について、オンライン化を推進することが重要。
- 事業者が地方公共団体に対して行う手続について、地方公共団体毎に書式、様式等が異なることがオンライン化の遅れと相まって事業者の負担となっている。このため、規制所管府省がオンライン化のためのプラットフォームを整備するとともに、手続の標準化に取り組むこととされていた。
- 地方公共団体等の電子納付は一部にとどまっており、金融機関等が年間約622億円ものコストを負担している。

【オンライン化未実施の行政手続数】

法令に基づき、国民・事業者 から申請等を行う行政手続	オンライン化 未実施
22,089	19,015

3. オンライン利用の促進

- これまでも行政手続のオンライン化等に係る取組は行われてきたが、実際のオンライン利用は進んでいない手続も多い。また、一部、オンライン利用が進んでいる手続も伸び悩みしている。
- 国・地方公共団体の契約においては、電子契約の割合が低い。

【国における電子契約数】

電子入札案件数	電子契約数
31,438	319

※平成31年4月1日～令和2年3月31日

出典：「府省等ごとの電子調達抽出件数(令和元年度)」より

出典：「行政手続等の棚卸結果等(令和元年度)」より集計

実施事項

1. 押印の見直し

- 現時点において厳格な本人確認等のために押印が必要であるとされた83手続を除く全ての手続について、押印がなくても手続を行うことができるよう、原則として年内に政省令、通達等の改正を行う。また、見直しに必要な法律案を次期通常国会に提出する。

【令和2年度措置】

2. オンライン化の推進

- 約1万9千種類のオンライン化未実施の手続については、性質上、オンライン化が適当ではないとされる手続643種類を除いて、5年以内に、可能なものから速やかにオンライン化する。643種類の手続についても厳しく検証する。
【令和7年度までに措置】
- 道路使用許可、遺失物関係(警察庁)、火災予防分野(総務省)、社会保障に係る資格(厚生労働省)などについて、プラットフォーム整備・手続標準化に取り組む。
【各手続の現状を踏まえ速やかに措置】
- 地方税等の収納業務の効率化・電子化の観点から、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担を見直す(金融庁・総務省)。【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

3. オンライン利用の促進

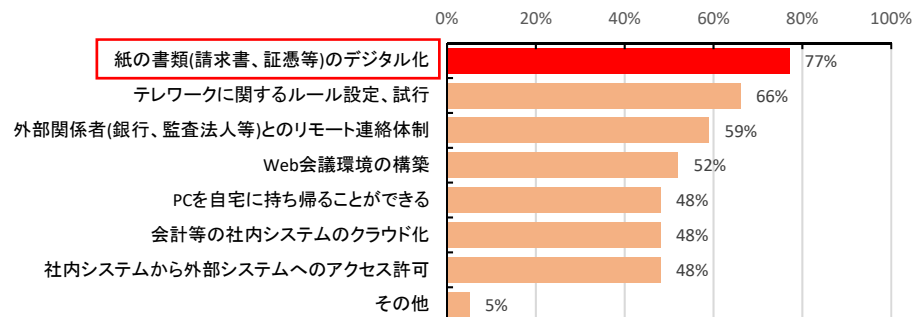
- 各府省は、手続件数が多いもの等から選定した28事業について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、速やかに必要な取組を行う。
- オンライン利用率が初期のフェーズにあるものは少なくとも20%以上、中程度のフェーズは概ね50%以上を目指し、終盤のフェーズにあるものは100%を視野に入れて取り組む。
- 国・地方公共団体の契約において、クラウド型の電子署名サービスを活用できるよう見直しを行う。
【速やかに措置】

民間の手続の書面・押印・対面の見直し

現状と課題

- 企業のDXのためには企業内事務の完全データ化・オートメーション化を可能とする環境を整備する必要がある。このため、電子契約等を阻害する書面規制について、これを一掃することが重要。
- その際、契約のオンライン完結を可能とし、データの蓄積・利活用を容易にするため、契約に付随する書類(重要事項説明書や領収書)についても見直すことが重要。日々大量発生する領収書の電子化は環境の観点からも意義がある(年間地球約380周分のレシートロールを消費(※))。(※)民間企業調べ
- 以上につき、行政手続と併せ押印・書面の見直しに係る一括法(仮称)に盛り込み、次期通常国会に提出予定としている。
- また、金融、会社法分野は書面規制や慣行が多く残ると言われている。金融については金融業界における電子署名の活用等慣行改善を促し、会社法は、株主総会関連手続の電子化を推進することが重要。

【テレワークに必要な条件】



出典:一般社団法人日本CFO協会「新型コロナウイルスによる経理財務業務への影響に関する調査」より

実施事項

1. 領収書の電子化に向けた見直し

- 電子帳簿保存法に基づく帳簿書類の電子保存について、税務署長の事前承認を不要とし、領収書等受領後の自署要件の廃止、領収書等スキャン後の廃棄可能化等、利用要件を大幅に緩和する。 **【次期通常国会に法案提出】**
- 民法第486条において交付請求を可能としている受取証書について、データの請求を可能とするよう改正措置を講じる。 **【次期通常国会に法案提出】**

2. 契約・重要事項説明書等(電子契約等の促進)

- 不動産の賃貸・売買等の契約に係る書面及び重要事項説明書について、電磁的方法による提供を可能とするよう、改正措置を講じる。
- 借地借家法において義務付けている、定期建物賃貸借契約の締結に係る書面等の交付について、電磁的方法によることを可能とするよう、改正措置を講じる。
- 建築士法に基づく設計受託契約等の締結時の重要事項説明書について、電磁的方法による提供を可能とする。また、建築士による設計図書への押印を廃止する。
- 特商法において特定継続的役務提供契約の際に義務付けている概要書面等について、電磁的方法による提供を可能とするよう、改正措置を講じる。 **【以上、次期通常国会に法案提出】**
- 債権譲渡契約につき、SMS等による通知等により第三者対抗要件を具備することが一定の要件のもとで可能となるよう、関連法案を提出する。 **【特別法での対応を含め、速やかに法案提出】**

3. 金融分野における押印書面慣行の見直し

- 金融庁は民間の手続に関して、府令・監督指針等により書面・押印・対面を求めているものについては、必要性を検証した上で見直し、業界慣行による書面・押印・対面手続については、金融業界と連携した検討会において令和2年中に論点の取りまとめを行う。 **【前段:令和3年上期措置、後段:令和2年検討・結論】**

4. 株主総会関連手続の簡素化

- 令和3年3月及び6月開催の株主総会にて活用可能となるよう、総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置を講じる。 **【令和2年度中できるだけ早期に措置】**
- 来年の株主総会に向けて、バーチャルオンリー型株主総会を開催できるよう、関連法案を提出する。 **【次期通常国会に法案提出】**

専任、常駐義務等の見直し①

(1) 特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化

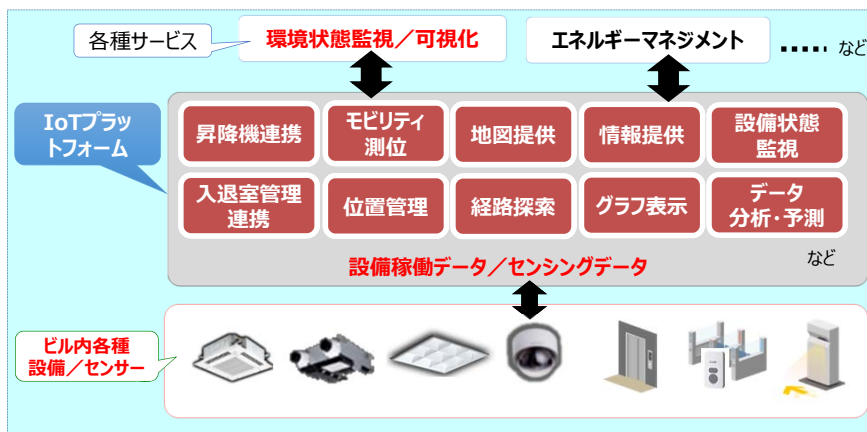
現状と課題

- 特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理が適正に行われるよう「建築物環境衛生管理技術者」を選任することとされている。
- ビルオーナーが同一であることや、空調設備等が類似していること等の要件を満たせば、3棟までの兼務が認められているが、IoT技術により、ビルの遠隔管理が可能となっていることを踏まえ、兼務を認める要件の更なる合理化が必要。

➢ 兼務可能となる要件

- 兼任できるのは1人3棟まで
- 建築物の維持管理権原者が同一
- 空調・給水設備など衛生的環境の確保に係る設備の類似性 等

➢ IoT技術を用いた環境センシング (令和2年11月19日 第4回投資等WG資料より抜粋)



実施事項

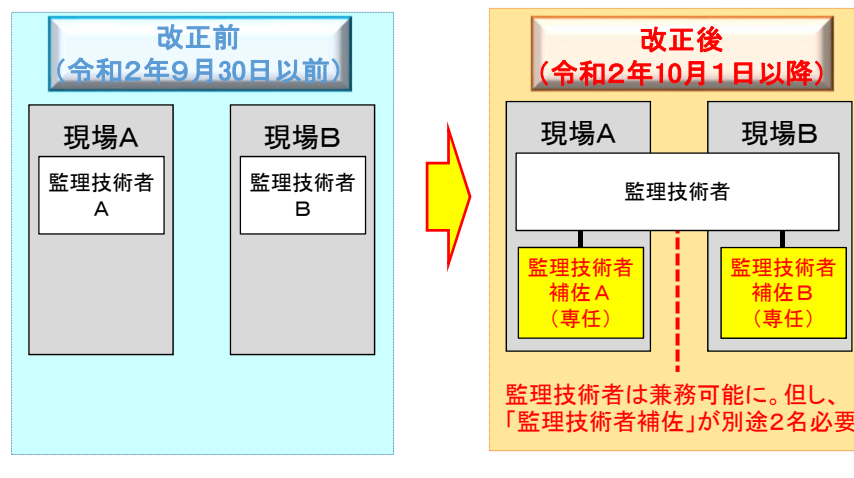
- 建築物環境衛生管理技術者の兼務が認められる要件について「維持管理権原者が同一」であること等の必要性も含め、建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化について検討し、必要な措置を講ずる。

【令和2年度検討開始、令和3年度措置】

(2) 監理技術者の配置における専任要件の更なる合理化

現状と課題

- 下請契約の請負代金額の合計が一定以上の建設工事においては、各現場に監理技術者を専任で配置しなければならない。
- 令和2年10月1日に施行された改正建設業法により2現場まで兼務が認められることとなったが、監理技術者補佐を専任で配置することが要件。
- ICTを活用した遠隔管理等により、監理技術者の配置について更なる合理化が必要。



実施事項

- 令和2年10月1日に施行された改正建設業法により、監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者の兼務が当面2現場まで可能となったことを受け、今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

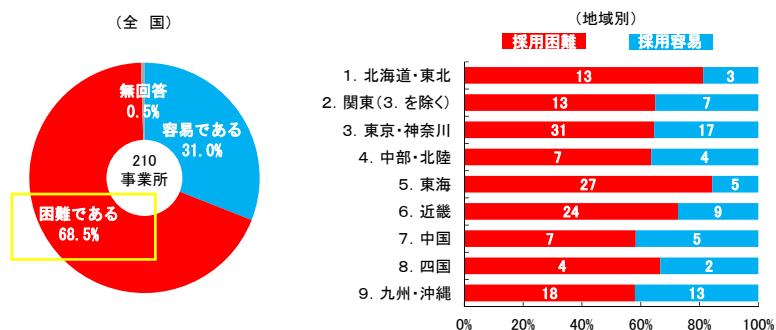
専任、常駐義務等の見直し②

(3) 産業医の常駐及び兼務要件の緩和

現状と課題

- 一定規模以上の事業場において選任が必要な専属産業医には、事業場への常駐が求められており、他の事業場の非専属産業医を兼務する際にも、地理的な制約がある。
- 一方、全国的に産業医の確保に苦労している事業場が多く存在し、ICT技術を活用して遠隔での業務を行うなど、産業医の業務遂行形態の柔軟化を求めるニーズが強い。

【1,000人以上事業所における産業医の採用選任に関する回答】



出典：産業医需要供給実態調査事業委員会「産業医需要供給実態調査事業報告書」(平成30年3月)より

実施事項

- 専属産業医の事業場への常駐の必要性を見直し、オンラインで実施可能な業務の考え方等を通知等で明らかにする。
【令和2年度措置】
- 専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務する際の地理的要件(1時間以内で移動できる範囲)を廃止する。
【令和2年度措置】

(4) 一般用医薬品販売規制の見直し

現状と課題

- 一般用医薬品の販売については、販売時間規制及び薬剤師や登録販売者(「薬剤師等」)が実地で業務に従事する必要があり、ICTを活用した情報提供等が認められない等の制約が存在。
- 特にコンビニ等の営業時間が長い店舗においては、上記の規制により、薬剤師等の継続的な確保・配置が困難であり、一般用医薬品の販売が事実上困難。

【各店舗における必要な薬剤師・登録販売者の配置必要人数(イメージ)】

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	有資格者数
コンビニ	24時間																							3	
ドラッグストア	12時間																							2~3	
個人薬局	8時間																							1	

出典：事業者とのヒアリングより

【コンビニの医薬品販売店舗数(令和2年2月末時点)】

	店舗数	割合
コンビニ全店舗	57,157店舗	—
(うち医薬品販売店舗)	331店舗	0.6%

出典：規制改革推進会議第2回医療・介護WG(令和2年10月)資料2-1より

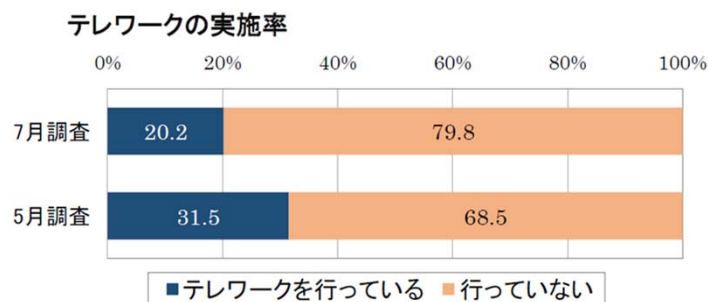
実施事項

- 販売時間規制(一般用医薬品の販売時間を開店時間の1/2以上とする規制)を廃止する。
【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】
- 店舗販売業における一般用医薬品の販売等について、薬剤師等によるICTを活用した管理体制・情報提供のあり方を検討・必要な措置をとる。
【令和2年度検討開始、早期に結論】

テレワークの普及・促進に資する取組

現状と課題

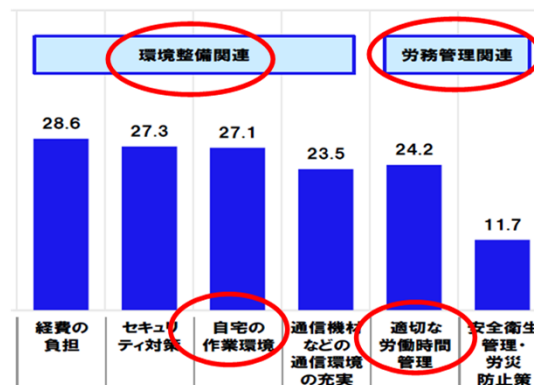
- 今般のコロナ禍で、テレワークは急速・急激に実施され、就業者の約3割がテレワークを経験した。テレワーク時においてもオフィス等で働く場合と同様に労働関係法令が適用されるが、その適用と留意点等については、厚生労働省「情報技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」)等にて示されている。テレワークは、今般の新型コロナを含めた今後来るべきあらゆる感染症等への有効な施策として、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現するべく、その普及・促進を早急に対応していく必要がある。
- しかし、足元ではテレワークの実施率に減退傾向がみられる。今般のコロナ禍においては、これまでにない規模・スピードでテレワークが実施されていったことで、労務管理全般における労働関係法令の適用の不明確さが課題として見えてきたところである。具体的にはテレワークの特性を踏まえた労働時間の把握方法、自宅等の作業環境、労働者のストレス軽減・心身の健康管理で留意すべきことなどが不明確である。
- 労使双方ともに質の高いテレワークを実施することができるよう、上記課題を踏まえてテレワークガイドラインを実効性の高いものとするなど環境整備を図ることが求められる。



出典:公益財団法人日本生産性本部第2回「働く人の意識に関する調査」より

約3割の就業者がテレワークを実施。
一方、足元ではテレワークの実施率の低下がみられる。

テレワークを継続する上での課題だと思うこと [複数回答形式]



出典:規制改革推進会議第1回雇用・人づくりWG日本労働組合総連合会提出資料より

環境整備関連、労務管理関連の課題がある。

実施事項

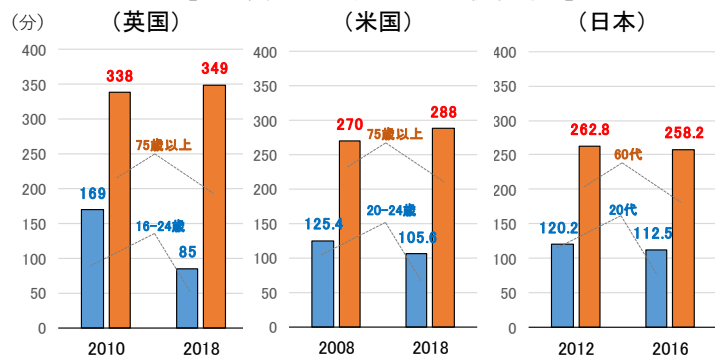
1. 厚生労働省は、テレワークの普及・促進のため、テレワークの特性を踏まえ、労働者の自己申告による労働時間管理、作業環境の整備や健康管理等も含めた労務管理全般に関する事項を充実させ、労使双方にとってテレワークでの働き方が行いやすいものとなるよう、テレワークガイドラインの改定等に向けた議論を加速させ、年内に取りまとめを行う。
【令和2年措置】
2. 厚生労働省は、1. における取りまとめを踏まえ、ポストコロナ・ウィズコロナにおける「新しい生活様式」に対応し、一層のテレワークの普及・促進に資するようテレワークガイドラインの改定及び関連する措置を実施する。また改定したガイドラインについては労使等関係者と協力しつつ周知を図る。
【令和2年度中できるだけ早期に措置】

放送を巡る規制改革(インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備)

現状と課題

- 放送とインターネット配信の区別が無くなりつつある中、若者のテレビ視聴時間は近年減少。時代に即した放送サービスが国民に提供されるよう、規制・制度を絶えず見直す必要がある。

【日米英の一日あたりテレビ視聴時間】



出典: "OfcomMedia Nations 2019"、BUREAU OF STATISTICS "AMERICAN TIME USE SURVEY"、総務省「放送通信メディア利用時間調査」より

- キー局5社の同時配信実験(令和2年1月)では、番組本体全体の14%で映像・音声の差替え(「ふたかぶせ」)が発生し、NHKプラスでは、総合で7%程度、Eテレで36%程度の「ふた」が生じている(令和2年4月)。

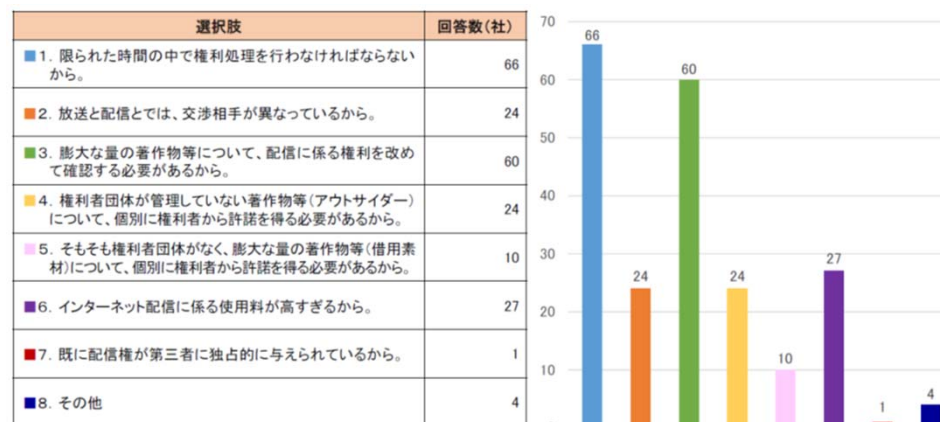
<NHKプラスにおける「ふたかぶせ」>



出典: 日本放送協会NHKプラスより

- 放送番組のネット配信には、放送とは別に許諾の取得が必要であり、権利処理が大きな負担。

【同時配信等に係る権利処理の負担が重い理由】



(「その他」の回答例) 配信可否や条件が細かすぎる、インターネット配信用の実績報告等資料作成・提出にかかる事務作業が多い等

出典: 総務省「放送番組のインターネット配信に係る権利処理の課題に関するアンケート結果」より
注: アンケート対象は民間地上基幹放送事業者(テレビジョン放送)のうち、在京キー局5社を除く122社。

実施事項

- 文化庁は、権利処理の手続コストを軽減すべく、著作権制度の見直しを行う。新しい制度には、
 - ・ 放送に関する著作物等の利用許諾をもって、同時配信、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信の許諾を推定できる規定の創設
 - ・ 放送と同時配信等で権利の在り方に差異がある点への対処(円滑に許諾が得られないレコード・実演の報酬請求権化等)
 - ・ 権利者不明の場合の裁定制度に係る手続の電子化や利用開始までの期間短縮等
 の利便性向上・負担軽減策等を盛り込み、権利処理のワンストップ化、迅速化、明確化を実現する。
- 放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は関係者間の協議を進め、ガイドラインの策定を始めとした、制度の詳細設計や実効的な運用の実現を行う。その際、ローカル局にも資するよう、ガイドラインには制度の活用方法やQ&A等を明確かつ平易な形で記載する。

【令和3年通常国会での法案成立を目指す】

【令和3年措置】

最先端の医療機器の開発・導入の促進

現状と課題

【現状】

世界で急速に拡大している医療機器プログラム(SaMD)※の開発において、我が国は大きく後れを取っている。

※ SaMD:「Software as a Medical Device」

汎用PCや携帯端末等にインストールして用いられる医療用ソフトウェア
(例)禁煙治療アプリ・糖尿病管理指導アプリ・心電図アプリ等

【課題】

1. SaMD開発における相談体制

重要事項(医療機器該当性・機器認証・保険適用)の相談窓口が縦割りとなっている。また、相談窓口・担当者により判断が異なることがある。

2. 医療機器該当性の基準

該当性基準が不明確であり、事業者の予見可能性のある新規開発が困難な状況となっている。

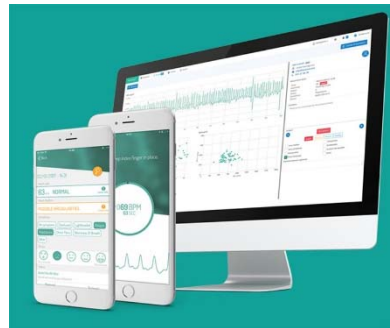
3. デジタルヘルスの審査プロセス

審査の体制・人員がデジタルヘルスに対応できておらず、加えてSaMDの特性を活かした柔軟かつ迅速な承認プロセスがとられていない。

4. 最先端の医療機器(SaMD等)の保険評価制度

SaMD等の活用により得られる効果・効能が正しく評価されていない。

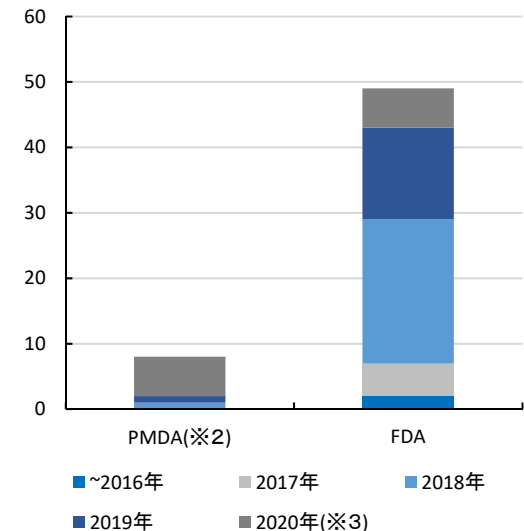
【医療機器プログラムの例】



米国FDA(食品医薬品局)に認可された「FibriCheck」アプリケーションを使用して心拍数をモニタリングし、心房細動を検知する。

出典：
規制改革推進会議第1回医療・介護WG(令和2年10月)資料2-2より

【AI/ML based SaMD(※1)の日米承認品目数の比較】



(※1) AI/ML based SaMD : AIやMachine Learningで開発されたSaMDを指す。
(※2) PMDAはすべての承認品目を公開しているわけではなく、企業による公開情報に基づき集計。
(※3) 2020年はCOVID-19関連製品が優先審査対象となっており、通常時と審査スキームが異なる。

出典：
規制改革推進会議第1回医療・介護WG(令和2年10月)資料2-2より

実施事項

1. SaMD開発に関する事前相談体制の強化

【令和2年度速やかに措置】

- 医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備する。
- データベースでの情報共有等を行うことで、統一的な判断が行える体制を整備する。

2. SaMDの該当・非該当の判断の容易化

【令和2年度速やかに措置】

- 既存事例の追加や医療機器プログラム該当性の基準を明確化する。
- 該当性の判断結果を共有できるデータベースを構築し、情報公開の同意がある場合は、他の事業者による閲覧も可能とする。

3. SaMDの開発・導入の迅速化に資する審査体制・制度の見直し

【令和2年度検討開始・早期に結論】

- プログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を整理し、具体的な評価指標を作成する。
- IT・プログラム・ソフトウェア分野の専門性を有した審査体制を構築する。
- プログラムの特性を踏まえた柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。

4. SaMDの普及に資する医療保険の評価の明確化

【令和2年度検討開始・早期に結論】

- 医療従事者の働き方改革等の視点を含めて、SaMDを活用して提供される医療の質の確保・向上に係る評価の考え方を明確化する。
- 保険外併用療養費制度の活用が可能であることを周知するとともに、選定療養の適用についても検討する。

強い農林水産業の創出による地域経済の活性化

現状と課題

1. 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

- 農地を所有する法人は、農地法上、公開会社でないこと、総議決権の過半を農業関係者が保有することなど、出資による資金調達に制約がある。
- この制約により、事業の拡大を企図する意欲的な農業ベンチャー等による資金調達手段の柔軟な選択が阻害されている。

【農地所有適格法人の要件(一部)】

- ① 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
- ② 議決権要件

・法人の行う農業に常時従事する個人
 ・農地の権利を提供した個人
 ・農地中間管理機構等を通じて法人に農地を貸し付けている個人
 ・基幹的な農作業を委託している個人
 ・地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

農業関係者
 総議決権の過半

(制限なし)

農業関係者以外
 総議決権の2分の1未満

出典:農林水産省経営局資料より

2. 農産物検査規格の見直し

- 玄米から精米にする際の歩留まりを等級で格付けする農産物検査では、等級の最終的な判断を検査員の目視によっている。
- 検査規格は消費者などのニーズを踏まえておらず、コメの付加価値向上につながっていない。
- 検査コストが農業者の負担になっている。

【現場における農産物検査の様子】



出典:規制改革推進会議第1回農林水産WG(令和2年10月19日)資料より

3. 畜舎に関する規制の見直し

- 畜産業の国際的競争力強化のため、畜舎の建築基準の見直しによって建設費などの経営コストを引き下げることが必要。
- 一定面積以上の建築物については建築確認の手續が義務付けられており、手續コストの低減が必要。

【確認申請等に係る費用の例】

建築確認申請・完了検査手数料	447,000円
申請手續関連 (打合せ、書類提出、完了検査立会等)	100,000円
合計	547,000円

【海外部材による畜舎建築コストの比較(膜構造畜舎の事例)】

	海外部材による畜舎※	国内部材による畜舎
20×20m	約500万円	約1,800万円
30×45m	約4,500万円	約5,700万円

※1\$=105円として試算。輸送費除く。

出典:規制改革推進会議第3回農林水産WG(令和2年11月11日)農林水産省資料より

実施事項

1. 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

- 上場を目指す農業ベンチャーや資金提供者のニーズ等を踏まえて、農業で実績を残した法人の扱いなどを含めて、検討し、農業法人の円滑な資金調達を可能にする。

【令和2年度検討・結論】

2. 農産物検査規格の見直し

- 消費者ニーズを把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。
- スマートフードチェーンの構築と、JAS規格制定を支援する。
- 現在の技術でも実施できる機械的計測を可能とする。

【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

3. 畜舎に関する規制の見直し

- 適切な安全対策を講じることで、畜舎の建築基準の大幅な緩和を行い、建築コストを低減する。
- 新制度における構造審査が不要となる面積を引き上げる。

【令和4年措置】

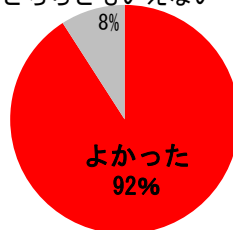
飲食店等の道路占用許可基準の緩和

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、飲食店等の営業においても、3密を回避すべく柔軟な対応が必要。
- こうした観点から、従来の道路占用許可について、コロナ禍の影響を受ける飲食店等を支援すべく、令和2年11月30日を期限として特例措置を導入、地方公共団体に対しても同様の措置の実施検討を依頼(その後、規制改革推進会議における議論も踏まえ、令和3年3月31日まで期限を延長)。
- さらに、ウィズ・ポストコロナの経済活動を積極的に後押しするため、特例措置の延長や新しい生活様式に対応した持続的かつ恒久的な方策が必要。

【特例措置導入の評価(占有主体)】

どちらともいえない



よかった点

- コロナ禍での安全性が高く、道路上で実施状況が確認しやすい。
- 安全なまちのイメージアップにつながった。
- 商店街・店舗同士のコミュニケーションが向上している。

よくなかった点

- 道路での飲食は恥ずかしいとの意見もある。
- 気温の低下時、悪天候時は出せない。

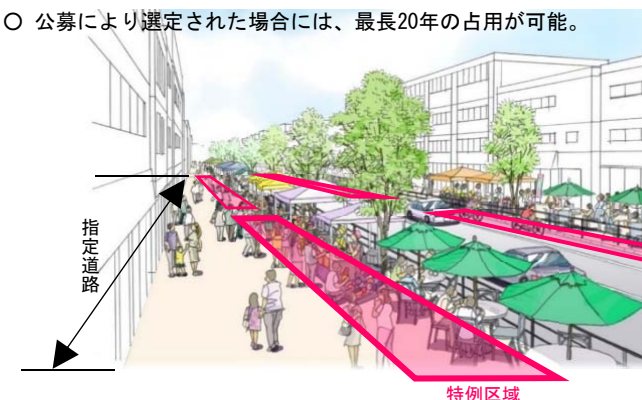
- 全国で、約420の地方公共団体で特例を導入済、約240カ所(うち、直轄国道では14カ所)で事例。
- 約9割の占有主体から、実施してよかったなどの評価。
- ほぼすべての占有主体が、今後の特例継続を希望。

【国道17号(文京区千石)の例】



【新しい制度の導入】

- ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、占用がより柔軟に認められる。
- 占有者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能。
- 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能。



出典：規制改革推進会議第1回投資等WG(令和2年10月9日)国土交通省提出資料より

実施事項

- 国土交通省は、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和(以下「特例措置」という。)を令和2年度末まで延長する。また、延長に当たっては、歩行者利便 増進道路制度(以下「新しい制度」という。)に、特例措置を利用する飲食店等が移行する際に、切れ目を生じさせないよう必要な措置を講ずる。新しい制度の運用に当たっては、それを利用する飲食店等にとって、より簡便な手続となるように取り組む。**【令和2年措置】**
- 国土交通省は、道路占用制度に係るホームページについて、利用者が必要な情報に容易にアクセスできるように改修を進める。また、新しい制度の場合に、警察による道路使用許可上の確認項目も当該ホームページに掲載し、道路占用システムによる一括(ワンストップ)の申請も可能となるように対応する。さらに、地方公共団体等の道路管理者にも、オンライン申請を促進させる国の方針を周知する。**【令和2年措置】**
- 警察庁は、新しい制度を活用した道路使用許可の申請に当たって、定型的に確認が必要となる事項を整理し、国土交通省と連携して、道路占用制度に係るホームページに掲載するとともに、道路占用システムによる一括(ワンストップ)の申請も可能となるように対応する。**【令和2年措置】**